

随意契約（相手方指定）調書

件名	俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託	5200490
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年7月26日	
契約金額	6,570,850円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社中日新聞社東京本社 広告局 (法人番号：4180001037961)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>俳句のまちあらかわPR事業実施に係る運営及び広告掲載委託</p>
<p>指定業者 (案)</p>	<p>名 称 株式会社中日新聞社東京本社 広告局 所在地 東京都千代田区内幸町2 - 1 - 4 代表者 広告局長 山田 雄一</p>
<p>指定理由</p>	<p>本件は、「俳句のまちあらかわ」をより広くPRするべく、「俳句のまちあらかわフォト俳句コンテスト」「都電DE俳句」の事業を実施するにあたり、事業の事務局機能、特設HPの開設及び運営、参加者募集及び実施載録記事の作成及び新聞掲載などを委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 本件の受託者については、荒川区への誘客という観点から、関東圏内に広く普及し、かつ日刊新聞を発行している新聞事業者であることが必要である。上記業者は、関東及び静岡県に向けて東京新聞を発行している事業者であり、当該要件を満たしている。</p> <p>主管課が新聞事業者を対象に行った価格調査の結果では、区が求める仕様を満たすことができ、区の事業・予算規模に適した事業者は上記業者のみである。</p> <p>上記業者は、奥の細道サミット関連業務や千住まちあるきツアー実施に係る運営業務等の受託者であり、荒川区の俳句事業に熟知しているとともに、令和3年度の業務履行状況も良好であることから、適切かつ確実な業務の履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p>